（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に「、脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

二　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

三　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ロ中「（電源」を「及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十一号

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、この政令を制定する。

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十六条第二項ただし書中「第十条」の下に「、第十二条第三項」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十二号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。